

# 保険金などをお支払いできないその他の代表例

11～28ページにあげた具体的な事例のほかにも、お支払いできない場合があります。以下にその代表例をあげていますので、ご確認ください。  
お支払いできない場合は、契約内容や特約の種類によって異なります。詳しくは「ご契約のしおり」「約款」をご確認ください。

## 1 支払事由に該当しない場合

保険金などは、**約款に定める支払事由**に該当する場合にお支払いします。

以下は、給付金の**支払事由に該当しないため、お支払いできない場合の代表例**です。

### □約款に定める入院に該当しない場合

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所(※)に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいい、この「入院」に該当しないときは、入院給付金をお支払いできません。「入院」に該当するかどうかは、主治医の診断だけでなく、当社において治療内容、検査結果およびその推移、他覚的所見の有無、外泊・外出状況などを確認のうえ、入院当時の医学的水準・常識などに照らして判断いたします。

(※)介護老人保健施設などは含みません。

### □新総合医療特約D「医のいちばん」の手術後集中治療給付金で、約款に定める集中治療室管理に該当しない場合

手術後集中治療給付金は、手術給付金が支払われる手術を受けた場合で、その手術に引き続き、所定の集中治療室管理を受けたときにお支払いします。以下は、約款に定める集中治療室管理に該当しないため、お支払いできません。

- ・ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料などが算定される診療行為を受けた場合
- ・日本国外で集中治療室管理を受けた場合

## 2 お支払いに制限がある場合

保険金などは、お支払いに制限がある場合があります。

以下は、**新総合医療特約D(H22)「医のいちばんNEO」や無配当定期医療保険「メディカルエール(定期型)」の場合で、給付金のお支払回数などに制限がある代表例**です。

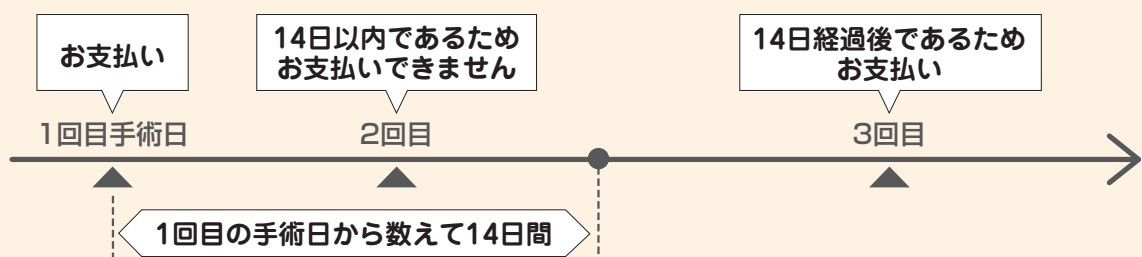
### 【手術給付金】

#### □一定期間内に同一の手術を複数回受けても、手術給付金は1回のみのお支払いとなる場合

以下に該当する手術は、最初に手術を受けた日から数えて14日の間に同一の手術を複数回受けた場合、手術給付金の金額が最も高い1つの手術についてのみ、手術給付金をお支払いします。金額が同じ場合は、いずれか1回のお支払いとなります。

- ・医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定される手術(※1・2)
- ・手術給付金のお支払いの対象となる先進医療に該当する手術  
(※1)手術を受けた時点の医科診療報酬点数表が適用されます。  
(※2)2018年4月時点で、網膜光凝固術、体外衝撃波腎・尿管結石破碎術などの手術が該当します。(医科診療報酬点数表の改定により変更されることがあります。)

#### ■(例) 右腎結石に対する体外衝撃波腎・尿管結石破碎術を外来で複数回受けた場合



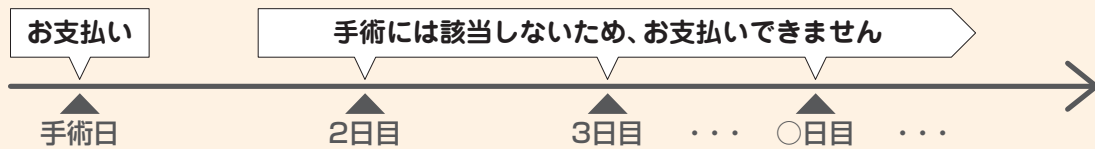
□手術料が1日につき算定される診療行為を受けた場合

医科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定される診療行為(※1・2)を2日以上にわたって受けた場合、2日目以降も1日につき手術料が算定されますが、初日に受けた診療行為が手術に該当するため、手術給付金は初日のみお支払いします。

(※1)手術を受けた時点の医科診療報酬点数表が適用されます。

(※2)2018年4月時点で、大動脈バルーンパンピング法、人工心肺などが該当します。(医科診療報酬点数表の改定により変更されることがあります。)

■(例)急性心筋梗塞で大動脈バルーンパンピング法を受けた場合



【放射線治療給付金】

□放射線を常時照射する治療を受けた場合

放射性物質の体内への埋込などにより放射線を絶えず照射し続ける治療(※)を2日以上にわたって継続して受けられたときは、治療の開始から終了までを1回の放射線治療として放射線治療給付金をお支払いします。

(※)密封小線源永久挿入療法などが該当します。

### 3 免責事由に該当する場合

支払事由に該当する場合であっても、**約款に定める免責事由**に該当する場合は保険金などをお支払いできません。以下は、**免責事由に該当するため、お支払いできない場合の代表例**です。

《死亡保険金の免責事由》

□責任開始期から所定の期間内の被保険者の自殺(※)

(※)精神障害などにより正常な判断能力がない状態で亡くなられた場合には、死亡保険金をお支払いできることがあります。

□契約者や死亡保険金受取人の故意によって被保険者が死亡したとき  
など

《災害保険金・入院給付金の免責事由》

□被保険者の精神障害を原因とする事故によって死亡、または入院をした場合

□被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によって死亡、または入院をした場合

□被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によって死亡、または入院をした場合  
など

### 4 詐欺行為や保険金の不法取得目的などがあった場合

以下に該当する場合は、ご契約は解除、取消または無効となり、保険金などのお支払いはできません。

□「保険金などをだましとる目的で事故を起こした」「保険契約者、被保険者または保険金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められる(※)」などの重大事由があった場合

□契約のご加入や復活に際して詐欺行為や保険金などを不法に取得する目的があった場合

(※)契約日や更新日などが2012年4月2日以降の契約が対象となります。

### 5 契約が失効した場合

保険料の払い込みがなかったため契約が失効した後に、保険金などの支払事由に該当された場合は、保険金などのお支払いはできません。